

大津市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道等の整備が見込まれない地域において浄化槽の維持管理を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助し、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 この要綱による浄化槽維持管理事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項若しくは第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域若しくは農業集落排水事業実施採択決定区域以外の地域又は下水道事業等計画区域であって下水道、農業集落排水処理施設その他滋賀県知事が定める生活排水処理施設の整備が当分の間見込まれない地域において次項に定める補助対象浄化槽を設置する者であって、次に掲げる条件の全てを満たすものが集落単位で組織した浄化槽維持管理組合又はこれに準ずる団体が市長が適当と認めたものとする。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく届出に係る受理書の交付又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けた者
- (2) 大津市浄化槽取扱要綱（平成13年4月1日施行）に基づき適正に維持管理を行う者
- (3) 浄化槽の継続的な使用が認められる者

2 補助金の交付の対象となる浄化槽（以下「補助対象浄化槽」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 住宅用又は店舗等併用住宅用で、5人槽以上50人槽以下（建築用途別処理対象人員算定基準による。）のものであること。
- (2) 法第4条第1項の規定及び大津市浄化槽取扱要綱の規定による構造基準に適合していること。
- (3) 生物科学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上で、放流水のBODが1リットルあたり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有していること。
- (4) 処理対象人員10人以下の浄化槽にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に定める基準に適合するものであること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、年額20,000円に補助対象浄化槽の基数を乗じて得た額（以

下「基準額」という。)を限度とする。ただし、補助対象浄化槽の維持管理に要した費用の額(以下「実支出額」という。)が基準額より低いときは、実支出額を限度とする。

2 前項に規定する基数は、市長が必要と認めた基数に限るものとする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(2) 設置場所の位置図

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市浄化槽維持管理事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市浄化槽維持管理事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市浄化槽維持管理事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市浄化槽維持管理事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市浄化槽維持管理事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市浄化槽維持管理事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

(承認通知書)

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市浄化槽維持管理事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市浄化槽維持管理事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市浄化槽維持管理事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市浄化槽維持管理事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市浄化槽維持管理事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 浄化槽の維持管理状況を証する書類

(2) 領収書等の浄化槽の維持管理に要した費用を証する書類(明細を記したものを含む。)

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市浄化槽維持管理事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市浄化槽維持管理事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市浄化槽維持管理事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市浄化槽維持管理事業補助金返還通知書(様式第16号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年 2月 2日から施行し、平成15年4月1日以後における浄化槽の維持管理に要する費用の補助について適用する。
- 2 この要綱は、滋賀県自治振興交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市浄化槽維持管理事業補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	

様式第 2 号（第 5 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市浄化槽維持管理事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

様式第 3 号（第 5 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市浄化槽維持管理事業補助金について、次の
とおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により
通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと 決 定 し た 理 由	

様式第 4 号（第 6 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市浄化槽維持管理事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 5 号（第 6 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで大 第 号で交付の決定をした大津市浄化槽維持管理事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

様式第 6 号（第 7 条関係）

大津市浄化槽維持管理補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

年 月 日大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市浄化槽維持管理補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 7 号（第 7 条関係）

大津市浄化槽維持管理補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 住所
 団体名
 代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付のあった大津市浄化槽維持管理補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃 止）する理由	
中 止（廃 止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号（第 8 条関係）

大津市浄化槽維持管理補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定した大津市浄化槽維持管理補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承認した変更内容	
承認 年 月 日	年 月 日

様式第 9 号（第 8 条関係）

大津市浄化槽維持管理補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市浄化槽維持管理補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

大津市浄化槽維持管理補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市浄化槽維持管理補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

大津市浄化槽維持管理補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市浄化槽維持管理補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
承認しないことと 決 定 し た 理 由	

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

大津市浄化槽維持管理補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）
大津市長

補助事業者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市浄化槽維持管理補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	

様式第 1 3 号（第 1 0 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市浄化槽維持管理補助事業について、次のとおり大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）
大津市長

補助事業者 住所
団体名
代表者名 ㊟

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市浄化槽維持管理事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	

様式第 1 5 号（第 1 2 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市浄化槽維持管理事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定（確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 1 6 号（第 1 3 条関係）

大津市浄化槽維持管理事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市浄化槽維持管理事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。